

# 観音寺市燧望苑喫茶コーナーの営業事業者募集に係る仕様書

観音寺市燧望苑（斎場）での火葬時間は、火葬開始から収骨まで約2時間程度であり、会葬者の待ち時間利用とサービス向上を図る目的に喫茶コーナーを設けています。

## 1 場所及び名称

観音寺市大野原町丸井 1183 番地

観音寺市燧望苑内喫茶コーナー（使用許可面積 76 m<sup>2</sup>）

## 2 使用料

最低使用料 133,590 円（税込み）／年

ただし、喫茶コーナーで使用する水道料金・電気料金は別途負担すること。

## 3 使用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 4 使用条件等

### （1）休苑日

休苑日は、1月1日及び1月2日とする。火葬予約がある日は原則営業すること。営業日が連続する場合であっても、使用者側で人員の調整をするなど連続した営業を継続する体制を確保すること。

### （2）営業時間

喫茶コーナーは、原則、午前11時から午後5時までとする。ただし、当日の火葬時間により変更になる場合があるため、営業日前日又は当日に燧望苑事務所と打合せすること。

### （3）販売品及び廃棄物の搬入・搬出

搬入・搬出時は、来苑者及び職員の業務の妨げにならないよう配慮すること。

### （4）衛生管理

清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理等、使用物件の維持管理に付随して通常必要とする業務は、使用者が自ら行うこととし、それに要する経費及びその他の喫茶営業に係る経費は使用者の負担とする。

また、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の発生事案については、すべて使用者の責任と負担において対処すること。

なお、清掃については、客席で使用する机及び椅子の雑巾かけ・床のごみ拾い・厨房内の掃除とし、ごみはすべて持ち帰ること。

## (5) 厨房設備・備品等

市が提供する厨房設備・備品等（冷凍庫・冷蔵庫・製氷機）についてはそれを使用することができる。それ以外の調理器具や食器等は、使用者の負担により用意すること。

市が提供した厨房設備・備品等が故障した場合は、市が修繕又は購入する。ただし、市が修繕又は購入する期間に出た営業損失及び機器調達費用については、市は保証しない。

## (6) 光熱水費の負担

喫茶コーナーで使用する水道料金・電気料金は、子メーターの指示値を毎月1日に検針し、市から請求するものとする。

## (7) 提供メニュー等

提供メニューは、コーヒー、紅茶、ジュースは必須とし、その他軽食は任意とする。酒類の提供は禁止する。

なお、火気を使っての調理は認めない。（IH器具の使用は可）

＜参考＞ 令和7年3月時点提供メニュー表 ※価格は税込み

販売品目		価格	販売品目	価格
コーヒー	ホット・アイス	500円	ウーロン茶	350円
	アメリカン	500円	コーラ	450円
	カフェオーレ	500円	レモンスカッシュ	500円
	ワインナーコーヒー	600円	クリームソーダ	650円
紅茶	レモン(ホット・アイス)	500円	コーヒーフロート	650円
	ミルク(ホット・アイス)	500円	アイスクリーム	500円
ミルク(ホット・アイス)	500円	チーズケーキ	450円	
ココア(ホット・アイス)	500円	ホットケーキ	500円	
オレンジジュース	500円	トースト(ミニサラダ付き)	500円	
グレープフルーツジュース	450円	おむすび(味噌汁付き)	600円	
マンゴージュース	550円	ビーフカレー(サラダ付き)	800円	
トマトジュース	450円	うどん	500円	

## (8) 各種申請・届出

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令で定める官公庁への申請・届出等については、すべて使用者の負担で行うこと。なお、営業開始前までに許可を受けたことを証明できる書類の写しを市に提出すること。

## (9) 来苑者への対応

火葬場という施設の特性を考慮し、軽率な行動・言動は避けること。また、来苑者から施設利用等の問い合わせがあった場合は、親切丁寧な応対を心がけること。また、接遇・応対についての研修等を実施すること。

#### (10) 使用の制限等

- ア 喫茶の営業以外の用途に供しないこと。
- イ 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は原則しないこと。
- ウ 使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡、転貸し、担保に供し又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をしないこと。
- エ 使用許可物件等について、修繕、模様替えその他の行為をするときは、必ず事前に市の承認を受けること。

#### (11) 災害発生時の営業

市域において地震、台風等の各種災害、事故、その他社会的影響の大きな災害等が発生し、その対策上、許可スペースが必要と市が判断したときは、喫茶営業を休止し、市が使用できるものとする。

なお、この場合における使用料等の取扱いについては、その都度、協議するものとする。

#### (12) その他

- ア 施設建物内は、喫茶コーナー内も含めてすべて禁煙とする。  
＊建物外に所定の喫煙所有り
- イ 使用許可期間内に使用者側の都合により使用を辞退する場合は、3ヵ月前までに申し出ること。

### 5 原状回復

使用者は、使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、自己の負担で、市の指定する期日までに、速やかに原状回復すること。

### 6 参考データ

- (1) 喫茶コーナーの現在席数 40 席 (全席禁煙)  
ただし、参列者控室（4部屋、各部屋最大 36 人使用）での注文も受付可能。
- (2) 火葬件数 令和 5 年度 889 件 令和 6 年度 943 件
- (3) 光熱水費  
電気・水道料金 約 100,800/年 (令和 6 年度実績値)  
(内訳：電気 約 80,200 円、水道 約 20,600 円)  
＊電気・水道料金は使用量及び使用時の単価によって変動します。

### 7 その他

この仕様書に定める内容のほか、使用に関して疑義が生じた場合は、市と協議しなければならない。